委員一覧(25名)

理理理理理理理	森山恒恒京市市	(自民) (自民) (自民) (民主) (民主) (自民)	医野内 时间 一种	哲俊太基千正朗夫郎隆秋義	(自自自自民民)(自自自民民民)(自自自自自民民民)(民民民民)(民民主主主主)		和夫保	_
---------	---	--	---	--------------	--	--	-----	---

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案5件及び日本 放送協会(NHK)の平成13年度、平成14年度及び平成15年度決算3件の合計8件で あり、いずれも可決または是認した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案等の審査〕

国家公務員給与等 本年8月15日の人事院勧告を踏まえ、内閣は、一般職国家公務員の給与改定や給与制度の抜本的制度改革を勧告どおり完全実施することを決定した。これを受けて提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の俸給月額等の改定を行うほか、昇給の制度の改定並びに地域手当の新設及び調整手当の廃止を行うこと等を内容とするものである。また、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定の趣旨に沿った改善等を内容とするものである。さらに、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案は、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設すること等を内容とするものである。委員会においては、3案を一括して議題とし、公務員給与に対する批判と総人件費抑制についての考え方、実効的で公正な勤務実績評価のための具体策、外務公務員に支給される在勤手当の在り方、労働基本権付与に向けての検討の必要性、全俸給月額の引下げと地域手当新設の妥当性、人事院の中立公正性及び独立性の維持等について質疑が行われ、討論の後、3案はいずれも多数をもって可決された。

郵便・情報通信 2004年10月、ブカレストで署名された万国郵便条約では郵便切手の 偽造等に係る処罰規定が強化された。郵便法の一部を改正する法律案は、これに伴い 郵便料金計器の印影を偽造する行為等を処罰するための改正(国内法整備)を行うことにより、条約の国内実施を担保しようとするものである。委員会においては、万国郵便条約の履行義務と郵政民営化との関係、万国郵便連合への我が国の貢献、諸外国における郵便切手の偽造等の状況、万国郵便条約との関係で法改正を必要とする具体的理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書、日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書及び日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、いずれも日本放送協会(NHK)の各年度決算に係る書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、平成13年度決算は第156回国会に、平成14年度決算は第159回国会に、平成15年度決算は第162回国会にそれぞれ内閣から提出されたものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、NHKにおける信頼回復に向けた改革の状況、受信料減収に伴うNHK予算の補正の是非、「NHK新生プラン」に基づく具体的な取組内容、受信料の公平負担の確保、受信料制度及び公共放送の在り方等について質疑を行った。質疑終局後、討論の後、3件はいずれも多数をもって是認すべきものと決した。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案は、電波利用環境が大幅に変化していることに伴い、電波利用料について電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、放送局に対する外国人等の間接出資規制を定めようとすること等を内容とするものである。委員会においては、技術の進展等に伴う新規電波需要に対応した周波数割当方針、電波利用料の基本的性格の見直しの必要性、外資による放送局への出資規制の具体的な内容と放送の公共性の確保、災害時における防災行政無線・コミュニティ放送の有効活用、高齢者、障害者等を含めたデジタル・ディバイドの解消等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、電波利用料の使途の透明性・客観性を確保し、受益と負担の関係の明確化に努めること等を内容とする附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

10月13日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について、佐藤人事院総裁から説明を聴取した。

10月20日、日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議を行った。

10月27日、公務員制度改革に関する決議を行った。

(2)委員会経過

〇平成17年10月13日(木)(第1回)

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する 調査を行うことを決定した。
- ○一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴いた。
- ○**郵便法の一部を改正する法律案(閣法第24号**)について麻生総務大臣から趣旨説明を 聴いた。

〇平成17年10月18日(火)(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵便法の一部を改正する法律案(閣法第24号)について麻生総務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事本保芳明君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 森元恒雄君(自民)、高嶋良充君(民主)、藤本祐司君(民主)、弘友和 夫君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第24号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民 反対会派 なし

〇平成17年10月20日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する 説明書

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する 説明書

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する 説明書

以上3件について麻生総務大臣、参考人日本放送協会会長橋本元一君及び会計検査院当局から説明を聴き、麻生総務大臣、山本総務大臣政務官、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会理事衣奈丈二君、同協会経営委員会委員長石原邦夫君、同協会理事原田豊彦君、同協会理事小林良介君、同協会理事小野直路君、同協会理事石村英二郎君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも是認すべきものと議決した。

[質疑者] 山崎力君(自民)、椎名一保君(自民)、高橋千秋君(民主)、藤本祐司君(民主)、弘友和夫君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(NHK平成13年度決算) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

(NHK平成14年度決算) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

(NHK平成15年度決算) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

○日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議を行った。

〇平成17年10月25日(火)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について麻 生総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会理事中 川潤一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 世耕弘成君(自民)、内藤正光君(民主)、藤本祐司君(民主)、弘友和夫君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第7号) 賛成会派 自民、公明、共産、社民 反対会派 民主

なお、附帯決議を行った。

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院 送付)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付) 以上3案について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年10月27日(木)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院 送付)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

以上3案について麻生総務大臣、河井外務大臣政務官、佐藤人事院総裁及び政府参 考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕二之湯智君(自民)、那谷屋正義君(民主)、蓮舫君(民主)、高嶋良 充君(民主)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第15号) 賛成会派 自民、民主、公明 反対会派 共産、社民 (閣法第16号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 社民

(閣法第17号) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

- ○公務員制度改革に関する決議を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する 調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る諸要素を勘案した料額を定めるとともに、電波利用共益費用の使途の範囲を見直す等のほか、地上放送について、外資規制の実効性の確保を図るための措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電波利用料の負担の在り方の見直し
 - 1 免許人等が電波利用料として無線局ごとに国に納めなければならない金額について、無線局の区分に応じ、使用する電波の周波数帯及び周波数の幅、空中線電力、無線局の設置場所等に従って細分して定めることとし、料額表の改定を行う。
 - 2 無線局の区分に応じて定めるもののほか、広範囲の地域において同一の者が開設する無線局に専ら使用させることを目的とした広域専用電波を使用する免許人は、毎年、 その周波数の幅等を勘案して算定される電波利用料を納めなければならないこととする。
- 二、電波利用共益費用の使途の範囲の見直し

電波利用料の使途として、電波のより能率的な利用に資する技術に関する研究開発に要する費用並びに無線通信の利用が困難な地域において、必要最小の空中線電力を用いて無線通信を利用できるようにするための伝送路設備整備の補助金に要する費用を電波利用共益費用の例示に追加する。

- 三、放送局に対する外資規制の在り方の見直し
 - 1 地上放送をする無線局に対する外資規制について、直接出資比率と総務省令で定める計算方法により計算された間接出資比率の合計割合を5分の1未満とする間接出資 規制を導入する。
 - 2 間接出資規制の導入に伴い、株主名簿等への記載等の拒否、議決権の制限に関する 規定等を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、電波利用共益費用の使途の範囲の見直しに係るものについては公布の日から、放送局に対する外資規制の在り方の見直しに係るものについては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、無線局免許人の拠出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、その使途 の透明性・客観性を確保し、受益と負担の関係の明確化に努めること。併せて、電波利 用共益事務の効率化に努めること。また、今回見直した電波の有効利用に対する効果を 検証し、その結果を速やかに明らかにすること。
- 二、電波利用料制度については、平成五年の創設時以降、電波利用をめぐる環境が今なお 大幅に変化していることを踏まえ、電波の有効利用をさらに促進するため、検討を行う こと。また、電波割当ての在り方について公正性・透明性確保の観点から、今後も一層 の検討を行っていくこと。
- 三、国等が使用する無線局の電波利用料負担の在り方については、可及的速やかに結論を 得て、その使用する電波の一層の有効利用を促すとともに、情報公開に努めること。
- 四、電波利用の使途拡大においては、国民生活に不可欠のものとなっている携帯電話について、一般財源及び電波利用料財源を活用し、不感地域を早期に解消するほか、高齢者、障害者などの「デジタル・ディバイド」解消に努めること。
- 五、放送事業者の経営の変化等により、視聴者に不利益が生じたり、放送の公共性が損な われたりすることがないよう配慮すること。また、通信と放送の融合やデジタル化など 放送をめぐる環境の大きな変化に適切に対応するため、新しい時代にふさわしい放送制 度の在り方について、国民・視聴者の意見を聴取し、幅広く検討を行うこと。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成17年8月15日付けの給与改定に関する 勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、勤勉手当 及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定、昇給の 制度の改定並びに地域手当の新設及び調整手当の廃止等を行おうとするものであり、その 主な内容は次のとおりである。

- 一、全俸給表の全俸給月額を引き下げる。
- 二、俸給表の級構成及び号俸構成を改めるとともに、俸給月額を改定する。
- 三、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を1万3,000円に引き下げる。
- 四、勤勉手当の支給割合を年間0.05月分、期末特別手当の支給割合を年間0.05月分それぞ

れ引き上げる。

- 五、職員の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前1年間の勤務実績に応じて行うもの とし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸等とする。
- 六、新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員等に対し、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の級地に応じて定める割合を乗じて得た額を支給する。
- 七、この法律は、一、三及び四については、公布の日の属する月の翌月の初日から施行し、 二、五及び六については、平成18年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第16号)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定並びに地域手当の新設及び調整手当の廃止等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当について、一般職の職員の給 与改定に準じた措置を行う。 .
- 二、地域手当を新設するとともに調整手当を廃止する。
- 三、常勤の委員等に支給する日額手当の限度額について、内閣総理大臣等の給与改定に準 じて引き下げる。
- 四、二千五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額を、内閣総理大臣等の給与改定に準じて引き下げる。
- 五、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、地域手当を新設するとともに調整手当を廃止する等の改正については、平成18年4月1日から施行する。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革における国家公務員退職手当制度の改革の必要性や国家公務員の給与構造の改革の状況等にかんがみ、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般の退職手当

退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする。

二、退職手当の基本額

- 1 退職手当の基本額は、退職の日における俸給月額に、退職理由ごとに、それぞれ勤 続期間に応じて定める支給率を乗じて得た額とし、中期勤続者の退職手当の基本額に 係る支給率を引き上げる。
- 2 在職期間中に、俸給月額が減額されたことがある場合について、退職手当の基本額 の計算方法の特例を設ける。

三、退職手当の調整額

退職手当の調整額は、在職期間の各月ごとに、当該各月においてその者が属していた職員の区分に応じて定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順に60月分の調整月額を合計した額とする。

四、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(先議)

【要旨】

本法律案は、2004年10月5日にブカレストで署名された万国郵便条約において、郵便切手の偽造等に係る処罰規定が強化されたことに伴い、郵便法の罰則規定について、郵便料金計器による印影を偽造する行為等を処罰するための改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影の偽造等の処罰に関する規定 を整備する。
- 二、この法律は、2004年10月5日にブカレストで署名された万国郵便条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(NHK決算)

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会(NHK)の平成13年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成13年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額6,981億円に対し負債総額2,698億円、資本総額4,282億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,576億円、事業支出が6,445億円で当期事業収支は131億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会(NHK)の平成14年度の決算書類である。この決算書類によれ

ば、日本放送協会の平成14年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,112億円に対し負債総額2,726億円、資本総額4,385億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,647億円、事業支出が6,545億円で当期事業収支は102億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会(NHK)の平成15年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成15年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,225億円に対し負債総額2,724億円、資本総額4,500億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,693億円、事業支出が6,578億円で当期事業収支は115億円の黒字となっている。

(4)委員会決議

--- 日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議 ---

一連の不祥事を契機とした日本放送協会に対する国民・視聴者の不信感はいまだ十分に 解消されず、受信料の不払い・保留の増大は、公共放送の根幹をも揺るがしかねない危機 となっている。

参議院総務委員会は本年3月のNHK予算の承認に当たり、信頼回復への取組を求める 附帯決議を行っているが、ここに改めて、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公 共放送としての使命を全うできるよう、協会及び政府に対して、左記の事項についてその 実現を求めるものである。

- 一、協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に 全力で取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に 最善を尽くすこと。また、協会の全役職員は、公共放送に携わる者としての自覚を新た にするとともに、高い倫理感を確立すること。
- 二、9月に公表された「NHK新生プラン」については、国民・視聴者の理解を得るため、より具体的な改革の姿を早急に明示するなど、信頼回復につながるものとなるよう取り組むこと。
- 三、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持 運営されていることを深く認識し、公金意識の徹底を図るとともに、公平負担の観点か ら、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進による契約の締結と収納 の確保に最善を尽くすこと。これらの取組によっても公平負担の確保がなされない場合 における民事手続きの活用については、国民の意見に十分配慮し慎重な検討をした上で 行うこと。

- 四、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
- 五、デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方について、広く国民の意見を聴取し、検討を進めること。

右決議する。

--- 公務員制度改革に関する決議 ---

政府は、公務員制度改革が喫緊の課題となっていることにかんがみ、次の事項について 配慮すべきである。

- 一、公務員制度改革を検討するにあたっては、労働基本権の在り方も含め、職員団体等の 意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限努力すること。
- 二、公務員総人件費の規模の見直しを検討するにあたっては、財政的見地のみならず、地方分権の推進や少子高齢化の進展などの情勢変化に対応した国・地方の公共サービスの適切な役割分担、公務労働の適切な配置について広く国民的議論を行うよう努めること。 右決議する。